

建設業経理士検定試験
令和8年度上期(第39回)試験からの出題範囲の変更点
(電子記録債権・電子記録債務について)

2026年4月



2026年9月13日に実施予定の令和8年度上期(第39回)建設業経理士検定試験の出題区分表が2026年3月末に公開され、新たに「電子記録債権・電子記録債務」が追加されることになりました。

これに伴う学習上の影響等について、ご案内いたします。

1. 影響がある級・科目

この変更により、下記の級・科目の出題内容に大きな影響があると考えられます。

- ・ 建設業経理士2級
- ・ 建設業経理士1級 財務諸表

建設業経理士1級 財務分析も影響を受ける可能性は考えられますが、公開されている『財務分析主要比率表』には大きな変更が加えられていないことから、財務分析に与える影響は軽微であると考えています。

2. 電子記録債権・電子記録債務の概要

電子記録債権および電子記録債務は債権者と債務者の双方が、電子債権記録機関への登録を行うことで発生するもので、紙媒体である手形の代わりにコンピュータ上で、電子債権の債権者・債務者の名前、支払額、支払期日などの情報を記録・管理するものです。

紙媒体である手形は紛失・盗難のリスクがあるほか、金融機関における事務処理コストの増大もあることから、政府が2026年度末を目標に手形の流通を全面的に廃止することを目標としており、金融機関を中心に官民合わせて、電子記録債権・電子記録債務や銀行振込への移行が進められています。

なお、電子記録債権・電子記録債務はインターネットを活用して電子的に記録・処理されることから、安全かつ迅速に処理できるほか、印紙代の節約や一部だけを手形割引に相当する売却により現金化できるといったメリットもあります。

3. 電子記録債権・電子記録債務の会計処理

電子記録債権・電子記録債務の会計処理は、基本的に受取手形・支払手形の会計処理とほぼ同じです。

取引を示す文章の表現と勘定科目が異なる点に注意すれば、手形取引の知識がそのまま活用できるため、これまでの学習で手形取引の知識がある方は、次ページに示した手形取引との対比を踏まえた処理例を理解して頂ければ、試験対策上は問題なく解答できるものと考えられます。

なお、電子記録債権は原則として、受取手形と同様に貸倒引当金の設定対象となります。電子記録債権の金額に対して何%の貸倒引当金を設定するのかが問題文で指示されるため、指示に従うようにしてください。

4. 電子記録債権・電子記録債務の取引例（手形取引との比較）

電子記録債権・電子記録債務の取引例を手形取引と対比しやすいようにまとめています。なお、取引例の例文はあくまでも一例であり、試験での表現は異なる可能性がある点にご留意ください。

(1) 電子記録債権の処理（受取手形取引との比較）

電子記録債権の取引は受取手形の取引と非常によく似ています。『受取手形』勘定が『電子記録債権』勘定と対応していることを理解しましょう。

① 電子記録債権の発生（手形の受取との比較）

	電子記録債権	受取手形
取引例	完成工事未収入金¥500について、電子記録債権の発生記録の通知を受けた。	完成工事未収入金¥500について、顧客振出しの約束手形を受け取った。
仕 訳	(電子記録債権) 500 (完成工事未収入金) 500	(受取手形) 500 (完成工事未収入金) 500

② 電子記録債権の消滅（手形の決済との比較）

	電子記録債権	受取手形
取引例	支払期日につき、電子記録債権¥500が決済され、¥500が当座預金口座に振り込まれた。	手形満期につき、手形代金¥500が当座預金口座に振り込まれた。
仕 訳	(当座預金) 500 (電子記録債権) 500	(当座預金) 500 (電子記録債権) 500

③ 電子記録債権の譲渡（手形の割引との比較）

保有する手形を裏書きしたり割引したりするように、電子記録債権も譲渡することが可能です。このとき、譲渡する電子記録債権の債権金額と譲渡金額が異なる場合は、差額を『電子記録債権売却損』で処理します。

	電子記録債権	受取手形
取引例	電子記録債権¥500を¥495で譲渡し、代金が当座預金口座に振り込まれた。	¥500の約束手形を割り引き、割引料¥5を差し引かれた残高が当座預金口座に振り込まれた。
仕 訳	(当座預金) 495 (電子記録債権) 500 (電子記録債権売却損) 5	(当座預金) 495 (電子記録債権) 500 (手形売却損) 5

(2) 電子記録債務の処理（支払手形との比較）

電子記録債務の取引は支払手形の取引と非常によく似ています。『支払手形』勘定が『電子記録債務』勘定と対応していることを理解しましょう。

① 電子記録債務の発生（手形の振出との比較）

	電子記録債務	支払手形
取引例	工事未払金¥500の支払いを電子債権記録機関で行うため、取引銀行を通して債務の発生記録を行った。	工事未払金¥500の支払いのため、仕入先に対して約束手形を振出した。
仕 訳	(工事未払金) 500 (電子記録債務) 500	(工事未払金) 500 (支払手形) 500

② 電子記録債務の消滅（手形の決済との比較）

	電子記録債務	支払手形
取引例	電子記録債務¥500が決済され、¥500が当座預金口座から引き落とされた。	振り出した約束手形¥500が満期につき決済され、¥500が当座預金口座から引き落とされた。
仕 訳	(電子記録債務) 500 (当座預金) 500	(支払手形) 500 (当座預金) 500